

事例解説を含めた関税評価セミナー

貨物の輸入申告は、輸入貨物の申告価格が恣意的なものでなく、国際的に統一された方法にて申告がされるよう「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」(WTO関税評価協定)にて定められております。申告価格は事後調査の対象であり、評価漏れなどがあつた場合、修正申告などの手続きが必要となり、輸入者に相当の負担が生じることとなります。そのような事態にならないよう、関税評価協定を正しく理解して申告をする必要があります。このたび、浜松商工会議所では名古屋税関の首席関税評価官の方に、関税評価の基礎および注意すべき事項などを含めた事例を解説いただくセミナーを開催いたします。輸入に従事する企業の担当者の皆様にご聴講いただければ幸いに存じます。

日時：2023年**1月27日(金)** 14:00～16:00

会場：Zoomによるオンライン配信

定員：50名(申込み先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。)

参加費：無料

対象：輸入に携わる企業担当者

講演スケジュール：

14:00～15:00 「関税評価の基礎」

講師：名古屋税関 業務部 首席関税評価官 富永 正和 氏

15:00～15:05 休憩

15:05～15:50 「関税評価に係る事例解説」

講師：名古屋税関 業務部 首席関税評価官付上席審査官 壁谷 みな子 氏

15:50～16:00 質疑応答

2023年1/27 関税評価セミナー申込書
(申込締切 1/20 (金) 17:00まで)



FAX : 053-459-3535

事業所名			
所在地			
T E L		F A X	
参加者名①		役 職	
メールアドレス		当日緊急 連絡先	
参加者名②		役 職	
メールアドレス		当日緊急 連絡先	

※ご記入いただいた内容は、当事業の参加者把握のために利用するほか、事務連絡や情報提供のために使用する事がありますが、第三者に公開するものではありません。

【申込み・問合せ】浜松商工会議所 工業振興課

TEL: 053-452-1116 FAX: 053-459-3535 E-mail: kogyo@hamamatsu-cci.or.jp